

米沢市国土強靱化地域計画（令和8年改定）（案）概要版

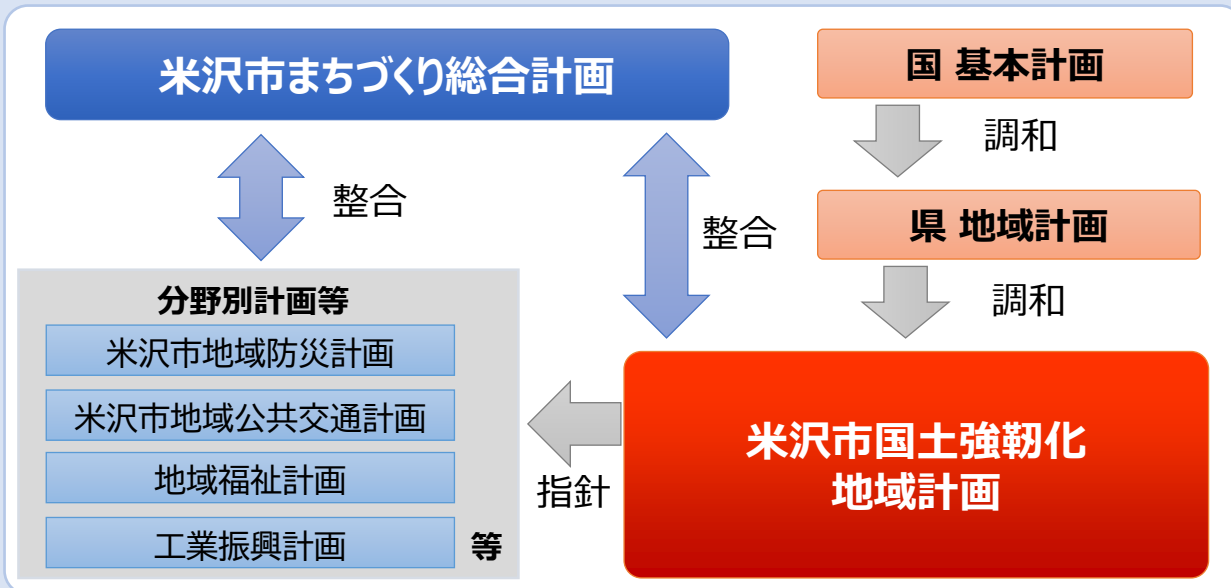
1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、政府において国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）を策定し、その後の社会情勢の変化、近年の災害から得られた知見等も踏まえ、令和5年7月に新たな基本計画が閣議決定されている。

本市は、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な国土づくり」を推進するため、令和3年3月に「米沢市国土強靱化地域計画」を策定した。本計画は、概ね5年ごとに見直しを行うこととしており、今年度で計画期間の5年目を迎えることから、これまでの取組の検証や国基本計画の改定等を踏まえ、計画を策定する。

2 計画の位置づけ

基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するもので、米沢市まちづくり総合計画と整合を図りつつ、米沢市地域防災計画をはじめとする各分野個別計画の国土強靱化に関する部分について指針性を持つ計画と位置づける。



3 計画期間

本計画の期間を、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの概ね5年間とする。ただし、施策の中には、長期的な取組が必要なものも含むため、全ての施策が計画期間内に完了するものではない。

なお、国基本計画の改定をはじめ、米沢市まちづくり総合計画等との整合性や施策の進捗状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、期間中の施策の見直しや期間の延長等を行う場合がある。

4 基本目標

基本法第8条に規定された国土強靱化の基本方針に則り、米沢市の国土強靱化を推進するうえで、次の4つを基本目標とします。

- (1) 市民の生命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- (4) 迅速な復旧・復興が図られること

5 想定するリスク

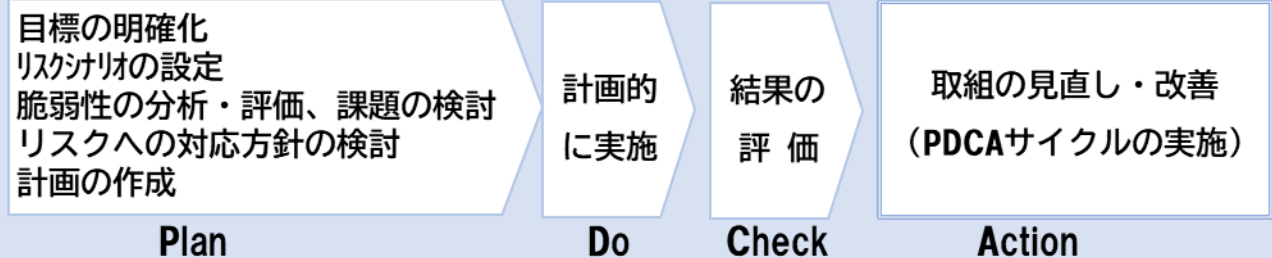
- (1) 甚大な被害をもたらす可能性のある大規模自然災害全般
(地震災害、風水害、土砂災害、火山災害、雪害、複合災害)
- (2) 南海トラフ地震や首都直下地震等の県外における大規模災害によって受ける物流停滞等の本市市民生活への影響

6 事前に備えるべき目標

基本目標を踏まえ、より具体的に、以下の6つを事前に備えるべき目標とします。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐこと
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐこと
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保すること
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせないこと
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させること
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること

7 計画の推進管理



米沢市国土強靱化地域計画（令和8年改定）【概要版】（案）

◆ 事前に備えるべき目標（6項目）

◆ 起きてはならない最悪の事態（28項目）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		主な国土強靱化の推進施策	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	● 防災拠点となる施設の耐震化の推進 ● 避難所となる施設の耐震化の促進	● 住宅・建築物の耐震化の促進空き家対策の推進 ● 市営住宅の耐震化・老朽化対策の促進
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	● 消防水利の整備 ● 都市公園施設の耐震化・計画的な維持管理の推進	
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	● 防災マップの更新 ● 避難指示等の具体的な発令基準の策定 ● タイムラインの運用	● 要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成等 ● 内水浸水対策の促進
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生	● 土砂災害に対する警戒避難体制の整備 ● 土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定	● 避難所となる施設の土砂災害等対策 ● ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進
		1-5	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生	● 火山噴火に対する警戒避難体制の整備	
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	● 暴風雪時における的確な道路管理の推進 ● 道路の防雪施設の整備 ● 道路の除雪体制等の確保	● 雪下ろし事故を防止するための注意喚起
		1-7	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	● 災害時における行政機関相互の通信手段の確保 ● 自主防災組織の結成促進・継続支援等	● 防災教育・防災訓練の充実 ● 防災士の養成 ● 災害時の要配慮者支援の促進防災DX化の推進
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	● 自衛隊・警察・消防との連携強化 ● 広域防災拠点の強化 ● 「道の駅」の防災拠点化の推進	● 消防団の充実・強化
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	● 新市立病院での非常時対応体制の維持 ● ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実	● 新市立病院における災害拠点病院としての機能の維持及び強化 ● 災害時の医療支援体制の構築
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	● 指定避難場所・避難所の確保等 ● 避難所として活用される安全・安心な学校施設の整備と充実	● 避難所等における感染症の拡大防止対策の強化 ● 災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	● 食料等の備蓄 ● 支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備大規模災害時における広域連携の推進	● 水道施設の耐震化の推進 ● 応急給水体制の整備
		2-5	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	● 孤立危険性のある集落との通信手段の確保・訓練の実施 ● 孤立集落アクセスルートの確保	
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生による災害対応機能の大幅な低下	● 防疫対策の推進 ● 避難所等における感染症の拡大防止対策の強化	
		2-7	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	● 新市立病院での非常時対応体制の維持 ● 緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	● 防災拠点となる施設の耐震化の推進 ● 避難所となる施設の耐震化の促進	● 業務継続計画に必要な体制の整備 ● 罹災証明等に係る円滑な被災者支援
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下	● 企業の事業継続計画（BCP）策定 ● 支援リスク分散を重視した企業誘致等の推進	
		4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	● 有害物質の拡散・流出防止対策の推進 ● 原発事故発生時の初動対応の強化	
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響	● 農業災害対策の推進による食料生産基盤の確保	
		4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下	● 農業生産基盤の整備 ● 森林の公益的機能の維持・増進	
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	● 災害時情報伝達手段の多様化・体制強化 ● 災害時における行政機関相互の通信手段の確保	
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）石油・LPガスサプライチェーンの長期間・大規模にわたる機能の停止	● エネルギー供給事業者等との連絡強化 ● 再生可能エネルギーの導入拡大	
		5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	● 水道施設の耐震化の推進 ● 下水道施設の改築・耐震化等の推進 ● 地下水利（井戸水）の活用	
		5-4	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	● 路線バス等地域公共交通の確保 ● 道路管理者間の連携体制の確保	
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	● 自主防災組織の結成促進・継続支援等 ● 被災者生活再建支援制度の拡充 ● 外国人等への避難誘導	
		6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	● 災害廃棄物処理体制の整備	
		6-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	● 文化財の保存・防災対策の促進 ● 地域コミュニティの維持	
		6-4	復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	● 罹災証明等に係る円滑な被災者支援 ● 災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備	● 建設関係団体との連携強化
		6-5	仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	● 迅速な復興に資する地籍調査の推進	